

## 南部水道企業団 公表11号

南部水道企業団職員に対する懲戒処分等の公表基準に関する要綱に基づき、以下のとおり職員の懲戒処分を行いましたので公表します。

### 停職処分について

1. 被処分者 工務課長 50代 (男性)
2. 処分内容 停職3ヵ月 (90日)  
令和7年12月15日から令和8年3月14日まで
3. 処分年月日 令和7年12月15日
4. 処分に至った事実の概要

被処分者は、令和7年度定期監査において指摘された不適切な事務処理について多数の事務に関与しており、公務員として遵守すべき法令等に違反している。

また、令和7年度水道施設維持管理業務に係る契約事務において、1者から契約書が提出されていたにもかかわらず契約を不履行とした事案について、管理監督者としての責任は極めて重大であり、その行為は地域住民及び関係者の信用を著しく失墜させるものである。

これらの行為は、地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号並びに南部水道企業団企業職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の規定に該当するため、停職の懲戒処分とする。

### 減給処分について

1. 被処分者 工務課管理班 班長 50代 (男性)
2. 処分内容 減給 1ヵ月 (10%)
3. 処分年月日 令和7年12月12日
4. 処分に至った事実の概要

被処分者は、令和7年度定期監査において指摘された不適切な事務処理について、契約規則を逸脱した対応を行うとともに、専決規程に基づかない事務処理を行っている。

また、当該班の業務内容を十分に把握することなく担当職員に対応させており、班長としての職務上の監督義務を著しく怠っている。

これらの行為は、地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号並びに南部水道企業団企業職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の規定に該当するため、減給の懲戒処分とする。

## 訓告処分について

1. 被処分者 工務課維持班 班長 40代 (男性)
2. 処分内容 訓告
3. 処分年月日 令和7年12月12日
4. 処分に至った事実の概要

令和7年度定期監査において、随意契約に係る事務処理について、関係書類の確認不足および決裁規程に基づかない不適切な処理が指摘された。

これらは、担当班長として求められる基本的な確認及び認識を欠いたものであり、管理監督責任を十分に果たしていたとは認められない。

地方公務員法第32条において、「職員は、その職務を遂行するに当たって、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、かつ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。」と規定されている。

今後は、関係法令及び内部規程を厳守するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行するよう、ここに訓告する。

1. 被処分者 工務課給水班 班長 40代 (女性)
2. 処分内容 訓告
3. 処分年月日 令和7年12月12日
4. 処分に至った事実の概要

令和7年度定期監査において、随意契約に係る事務処理について、疑義があるにもかかわらず上司からの指示による対応や関係書類の確認不足、決裁規程に基づかない事務処理が確認された。

これらは、担当班長として契約事務の理解、文書管理の意識及び相談の姿勢が欠けていたものである。

地方公務員法第32条において、「職員は、その職務を遂行するに当たって、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、かつ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。」と規定されている。

今後は、関係法令及び内部規程を厳守するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行するよう、ここに訓告する。

令和7年12月15日

南部水道企業団 企業長 宮城 剛

